

## 会費減免に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）定款第9条及び運営規則第7条の会費減免について定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 この規程の適用は、自然災害により被災した者で、災害発生による災害救助法の適用を受けた市町村に居住し、被災した定款第7条に定める正会員の会費減免について適用する。

### (適用範囲)

第3条 会費減免する場合は、以下の各号の通りとする。

- (1) 会員の住居が被災したとき
- (2) その他、理事会で必要と認められたとき

### (申請者)

第4条 減免を申請するものは、原則として本人からの申請とする。

### (申請書類)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、その内容を証明する書類について、以下のうちいずれかを添付しなければならない。

- (1) 罹災証明書
- (2) 地区支部長が罹災を証明した場合
- (3) その他、客観的に天災による被災が証明されると認められるもの

### (会費の減免)

第6条 第3条の災害に罹災しときは、本会の年会費を免除することができる。

ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

- 2 原則として免除の適用は被災年度分とする。
- 3 当該年度分の年会費を納入した場合は返還する。

### (改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

## 附 則

- 1. この規程は、令和7年3月27日理事会において定め、令和6年4月1日から適用する